

5月臨時美祢市教育委員会會議

(議案)

議案第1号

美祢市教育委員会教育長職務執行者公印取扱規則の制定について

美祢市教育委員会教育長職務執行者公印取扱規則を次のとおり制定するものとする。

平成28年5月22日提出

美祢市教育委員会教育長職務執行者 秋山 信登

美祢市教育委員会教育長職務執行者公印取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市教育委員会教育長職務執行者（以下「教育長職務執行者」という。）の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 教育長職務執行者の公印の種類、刻字、寸法、個数、保管者及び使用区分は、次のとおりとする。

種類	刻字	寸法(ミリメートル)	個数	保管者	使用区分
教育長職務執行者印	美祢市教育委員会教育長職務執行者印	方18	1	教育総務課長	公文書用
	美祢市教育委員会教育長職務執行者印	方18	13	公民館長	使用許可証用
	美祢市教育委員会教育長職務執行者印	方18	1	来福センター 所長	使用許可証用

(公印の管理等)

第3条 教育長職務執行者の公印の管理等については、美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年教育委員会規則第6号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年5月 日から施行する。

(失効)

2 この規則は、この規則の施行の日以後最初の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同法第13条第1項の教育長が任命された日の前日限り、その効力を失う。